

# 美世志会 6 名に対する「懲戒解雇」処分を

## 断固糾弾する緊急声明

あたりまえの労働運動に対する蛮行を許さず、職場から J R 東労組  
をはじめとする全国の仲間と共に反撃の闘いに決起しよう！

8月30日、J R 東日本会社大宮支社は、美世志会の6名に対してであろうことか「懲戒解雇」処分を発令した。大宮支社はその処分理由として、「会社施設内において当社社員（当時）に対して行った行為が強要の罪にあたるとして、平成19年7月17日東京地方裁判所にて有罪判決を受けた。この行為は、職場秩序を著しく乱し、また会社の信用を著しく失墜させたというものであり、社員として極めて不都合であるため」としている。

ふざけるのもいい加減にしろ！いつ、どこで、誰が職場の秩序を乱し、会社の信用を失墜させたというのだ。処分理由としている7月17日の不当判決は、7名が論告で「共謀した」とする事実や労働組合の団結権の侵害についての理由すら示せず、原告とされる Y 組合員の「ウソ」で固めた権力に作られた主張を、あらかじめ「有罪」ありきの検察ストーリーの中で司法をはじめとする国家権力の意思をもったまさに国策裁判である。あたりまえの労働組合活動を「強要」があったかのように意図的に「犯罪」にデッチ上げた不当判決であった。まさに J R 総連をはじめとする国家の意思・弾圧に屈しない労働組合に対する、卑劣な組織内外からの破壊攻撃を追認しただけの不当処分であり、一切、会社の処分理由に正当性はない。美世志会は一審の不当判決後、即日控訴した。J R 東日本会社は係争中の裁判であり、かつ一審の判決文も先送りされている中ででの社内処分の強行は断じて許すわけにはいかない。

私たち J R 東海労新幹線関西地本闘争委員会は、この間5年近くに及ぶ美世志会7名の完全無罪・職場復帰の闘いを微力ながらも支援し、取り組んできた。名古屋地本の加藤業長に対するデッチ上げ「窃盗容疑」早期職場復帰、主任レポート反対の闘いとあわせて職場からあたりまえの労働運動を推し進める J R 総連をはじめとする全国の平和・人権・民主主義を希求する仲間と共に美世志会7名の控訴審勝利、完全無罪と職場復帰を闘い取るために、J R 東海労新幹線関西地本は最後まで闘い抜くことをここに明らかにするものである。

2007年8月30日

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
闘 争 委 員 会